

3 月 教 育 委 員 会 会 議 録

日時：令和 8 年 3 月 1 9 日（木） 午後 4 時

場所：山口県教育庁教育委員会室

（公開）

教 育 長	それでは、ただいまより令和 8 年 3 月の教育委員会会議を開催いたします。 なお、廣兼委員は所用のため欠席されていますので報告いたします。 最初に本日の署名委員の指名を行います。 藤田委員、伊藤委員よりお願いします。 それでは本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思います。本日の議題のうち、議案第 1 号から議案第 4 号、議案第 8 号から議案第 1 0 号は、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。
全 委 員	承 認
教 育 長	それでは、議案第 1 号から議案第 4 号、議案第 8 号から議案第 1 0 号については非公開で審議することといたします。
教 育 長	それでは、議案の審議に入りたいと思います。 議案第 5 号について、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	議案第 5 号「山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明させていただきます。資料①の 5 ページをお開き下さい。 1 の改正の趣旨についてです。今回の改正は、本規則の根拠条例等の一部改正に伴うものです。 2 の改正の内容です。（1）は、条例の別表が改正されたことにより、引用する箇所を改正するものです。（2）は、扶養手当に関する規則の一部改正に伴う所要の改正です。 3 の施行期日については、公布の日から施行したいと考えております。 以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいま、教職員課から議案第 5 号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
教 育 長	議案第 5 号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第 5 号を承認いたします。 続いて議案第 6 号について、県立高校再編整備推進室から説明をお

県立高校再編整備推進室次長	願います。 議案第 6 号の「山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則について」、お諮りいたします。 関連の資料は、6 ページから 10 ページまでとなっておりますが、10 ページの参考資料により御説明いたします。 改正の理由は、（１）設置者変更による令和 8 年 4 月の山口県立大学附属周防大島高等学校の開校に伴い、令和 7 年度末をもって、在籍者がいなくなる山口県立周防大島高等学校の廃止、（２）令和 6 年 4 月に山口県立宇部西高校の生徒募集を停止したことに伴い、令和 7 年度末をもって、在籍者がいなくなる山口県立宇部西高校の廃止に伴う所要の改正を行うものです。 改正規則の施行期日につきましては、令和 8 年 4 月 1 日としております。 御審議のほど、よろしく願います。
教 育 長	ただいま、県立高校再編整備推進室から議案第 6 号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
教 育 長	議案第 6 号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第 6 号を承認いたします。 続いて議案第 7 号について、引き続き、県立高校再編整備推進室から説明をお願いします。
県立高校再編整備推進室次長	議案第 7 号 「県立高校再編整備計画 後期実施計画」の策定について御説明します。 本実施計画の素案につきましては、県内 15 会場で地域説明会を開催し、延べ 427 人の方々に御参加いただきました。そこでいただいた御意見や御質問については、改めて整理した県教委の基本的な考え方と併せて公表することとし、これまで御協議いただいていたところです。また、素案についてのパブリック・コメントでは、32 日間にわたり意見募集を行い、87 人の方から 382 件の御意見をいただきました。これらのいただいた御意見などを踏まえて慎重に検討し、素案からの変更点として、「新しい時代に対応した学校づくりに向けて」の項目を設けて、計画（案）としたところです。その後も、3 月定例県議会の文教警察委員会において御説明するなど、御意見をお聴きしながら検討を進めてまいりましたが、本日は、本実施計画について、計画（案）のまま計画として策定することを、お諮りするものであります。 それでは、実施内容を御説明しますので、資料 65 ページの「後期実施計画（案）」の「3. 実施内容（後期）」を御覧ください。 まず、「（１）全日制課程 ア 再編統合・募集停止」として、令和 11 年度に、下松高校・華陵高校を再編統合して、新高校を下松高校の校地に設置すること、令和 12 年度に、豊浦高校・長府高校を再

	編統合して、新高校を豊浦高校の校地に設置すること、令和１２年度に、萩高校・萩商工高校を再編統合して、新高校を萩高校の校地に設置すること、令和１３年度に、新南陽高校・南陽工業高校を再編統合して、新高校を南陽工業高校の校地に設置すること、令和１３年度に、宇部工業高校・小野田工業高校を再編統合して、新高校を宇部工業高校の校地に設置すること、令和１４年度に、岩国総合高校・岩国商業高校を再編統合して、新高校を岩国商業高校の校地に設置すること、令和１５年度に、下関西高校・下関南高校を再編統合して、新高校を下関西高校の校地に設置することとしています。また、岩国高校坂上分校、山口農業高校西市分校、萩高校奈古分校については、生徒募集の停止を検討することとしています。 次に、「イ.学科改編」として、令和１０年度に、美祢青嶺高校・下関北高校、令和１１年度に高森高校・防府西高校に、未来デザイン科（仮称）を設置すること、美祢青嶺高校の工業に関する学科については、学科改編を検討すること、令和１２年度に、山口中央高校に、教職コースと情報に関する学科を設置することとしています。 次に、「（２）定時制課程 ア.分校の独立」として、令和１３年度に、岩国商業高校東分校を新高校として独立させることとしています。 最後に、「イ.募集停止」として令和１０年度に、岩国商業高校東分校の夜間部の生徒募集を停止すること、令和１２年度に、小野田工業高校の定時制課程の生徒募集を停止することとしています。 次に、同じページの「４.新しい時代に対応した学校づくりに向けて」を御覧ください。先ほども御説明しましたが、地域説明会やパブリック・コメントでいただいた御意見などを踏まえて検討し、「４.新しい時代に対応した学校づくりに向けて」の項目を追加し、（１）として「不登校児童生徒や特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加等を踏まえて、生徒の教育的ニーズに応じた支援体制等について検討」することを記述し、（２）として「高校の魅力を高めるに当たっては、国の高校改革の方向性も踏まえながら、産業界のニーズに対応した新しい教育や、学校間連携による多様な学びの確保等について検討」することを記述しています。 以上の内容で「県立高校再編整備計画 後期実施計画」を策定したいと考えていますが、御審議をお願いします。
教 育 長	ただいま、県立高校再編整備推進室から議案第７号について説明がありました。意見、質問はありますか。
和 泉 委 員	御説明いただきましてありがとうございます。これまで様々な地域での説明会、或いはパブリック・コメントで県民の皆様から非常に多様なご意見をいただいて、それに対する県教委の考え方というのもお示しいただいて、一つ一つの御意見を私も読ませていただきましたが、そうだなという御意見もあって、なかなか難しい高校再編を実際にやっていかなければならないところに差し掛かってきていて、この再編計画の実現が大変かなと思っておりますが、基本的にはこれだけ少子化が進んで子供たちの未来を考えると、多様な大勢の中で、部活も含めてですが充実した教育を行っていくためには一定規模の学校が

	必要かと思っております。 そうは言っても、地域の皆さんは交通の便とか、或いは地域の特性とかあって、なかなか感情的には素直に、率直に受け入れられないという感情をお持ちの方も多くおられると思いますが、そういった方々に対しても、再編を行って、再編後の高校で素晴らしい学びが展開されているというところで御納得いただくしかないかなと感じております。そのためには、この計画進めていただいて、再編後の高校が本当に地域の人材育成も含めて、世界に羽ばたくような人材も含めて教育の中身を充実させていっていただきたいなと思っております。高校再編は再編された高校が非常に価値のある再編だったと言われるような支援をその後も継続してやっていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
県立高校再編整備推進室次長	ありがとうございます。高校再編の後についても素晴らしい教育を実施していくことが大切であるとの御指摘であったと思います。前回の教育委員会会議でも申しましたけれども再編統合の年度をゴールとすることなく、再編統合後も委員から御指摘がありましたとおり、地域の皆さん、これから高校に入学してくる生徒保護者もそうですけれども、そういった皆様に再編統合して、良くなったねと言ってもらえるような形で進めていきたいと思っております。具体的には再編に向けまして県教委と、学校としっかり連携しながら教育内容等を検討していくこととしておりますけれども、検討する過程で例えば学校関係者の方とか地域の方とか、そういった方のご意見もしっかり聞きながら進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。
教 育 長	和泉委員の方が総括的に意見も言っていただいて、2月にもいろいろと皆さんから御意見をいただいた上で、文教警察委員会等でも説明をした上でお諮りをするということになりましたので、そういう形で進めていきたいと思っております。 先ほど和泉委員も言われましたけれども、再編が目的というよりは、再編はスタートだというふうに思っております。これから高校教育、さらに充実発展させるためのスタートとして、今回の再編を進めていると思っておりますので、少子化が進む中で山口県の高校の魅力、この特色をさらに高めていくように、これからどんどん一生懸命頑張っていきたいというふうに思っております。
教 育 長	議案第7号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第7号を承認いたします。
教 育 長	それでは、報告事項に入りたいと思います。 報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	「山口県 学校における働き方改革加速化プラン【第3期】」の一部

	改訂について御説明いたします。資料69ページを御覧ください。 【第3期】プランの一部改訂につきましては、1月の教育委員会会議で案をお示しし、御協議いただいたところです。また、この一部改訂案につきましては、2月に県総合教育会議、3月に文教警察委員会に御報告している状況です。 本日は、最終案をお示ししております。最終案については、前回の案から、内容自体に変更箇所はなく、軽微な文言の修正のみです。 以上の内容で、「山口県 働き方改革加速化プラン【第3期】」を一部改訂したいと考えておりますので、御報告いたします。
教 育 長	ただいま、教職員課から報告事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
教 育 長	今回、追加になった箇所の説明をお願いします。
教 職 員 課 長	1月の教育委員会会議でも御説明させていただきましたけれども改めまして、70ページを御覧ください。変わったところとしましては、目標というところです。これまでは時間外在校等時間の上限方針の遵守というもののみでございました。それがこのたび給特法の改正に伴いまして、健康確保の措置の実施計画というものを策定することが求められております。従いましてこの現行プランの中に、新たに健康診断の受診の促進というものを掲げ、定期健康診断及び精密検査の受診率を100%に近づけるという目標を加えました。これに伴いまして71ページの方になります、柱の3の中に、丸の7として教職員の健康の確保という項目を追加し、中には具体的に書いております教職員のメンタルヘルスであるとか、職場環境づくりとか、そういったことの内容を新たに記載しているところでございます。あとはこの項目を加えたことによりましてこれまでの項目の番号がずれているという状況でございます。中身と致しましてはそういったところが大きな改定でございます。
和 泉 委 員	御説明いただきましてありがとうございます。働き方改革に向けて、4つの柱、13の取り組みということで、この柱・取り組みの一つ一つが効果を発揮して、本当に働き方改革の改善に繋がっていただければと思います。制度面の改革、運用面の改革、様々あると思いますが、徐々には改善されてきているというデータも後ろの方にあつたと思いますが、加速ということで一層の働き方改革の推進をお願いしたいと思います。また、そういった働き方改革、学校の教員の働き方の評判というか噂が学生等これから採用試験を受けようか、教員になろうかを迷っている、気にしている学生さんも少なくないと思いますので、そういった面からも教員確保の面からも加速していただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
教 職 員 課 長	ありがとうございます。まさに委員御指摘の通りでございます。我々もこの働き方改革は教員の環境改善もありますけど、ひいては教員確保というところに向けて、繋がっていくという意識を持って行って

	おります。教員を目指している方々への説明会等でも本県の働き方改革の推進状況であるとか、職務における労働環境についても様々説明する中で、安心して受けていただけるような形をとっているところでございます。引き続き努めて参ります。
教 育 長	それでは、報告事項１については、以上のとおりとします。 続いて報告事項２について、引き続き、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	「学校における保護者等対応ガイドライン」の策定について御説明いたします。資料１１０ページを御覧ください。 本ガイドラインの策定につきましては、２月の教育委員会会議で案をお示しし、御協議いただいたところでした。また、この策定案につきましては、３月に文教警察委員会に御報告している状況です。 本日は、最終案をお示ししております。最終案については、前回の案から、内容自体に変更箇所はなく、軽微な文言修正のみです。 以上の内容で、「学校における保護者等対応ガイドライン」を策定したいと考えておりますので、御報告いたします。
教 育 長	ただいま、教職員課から報告事項２について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
和 泉 委 員	御説明ありがとうございます。先月の委員会でも見させていただいて保護者対応、いろいろな保護者さんもおられて、本当に学校のことを考えて親身になって、御相談とかいろいろな意見を言っていたける保護者さんも学校にとっては非常にありがたい存在ではありますが、中にはちょっとどうかなということを学校に要求される保護者さんも実際にはおられるということで苦労されている先生も聞いております。そういった中でこのような対応マニュアル等作っていただいたことは学校現場、先生一人一人にとっても大変心強いガイドラインができたなと思います。これを生かしていくためには学校の先生プラス弁護士さんとなるのか、関係の専門的な知識を有する人になるのか、その辺の方々へ相談するルートなんかもあるかと思いますので、実際にこのマニュアルをうまく運用して、先生方の非常に強力なツールになるように周知の方もよろしくお願いいたします。
教 職 員 課 長	ありがとうございます。このガイドラインの策定の趣旨としましては、学校における困難な状況、対応に苦慮している先生方の負担を軽減したいということが一番大きいところでございます。教員も、保護者の方も、目指すところは基本的には我が子のため、生徒のため、子供のためというところは一致しているのですけれども、少しそこに向かうアプローチであるとかが共有できなかったりしたことで、関係がこじれることがございます。ですので、このガイドラインによりまして同じゴールを目指す、共に育てる仲間としていい関係を作っていきたいということをお大前提に掲げております。ただ、どうしても

	うまく折り合いがつかないような場合には県教委であるとか、弁護士等、スクールロイヤー等を活用しながら助力できればと思います。先生方の声としてそういった保護者と対峙したときに、どう対応していいかわからなかったとか、どういう受け答えをしていいかわからなかったとかですね。どこからがそういう社会通念上不相当な要望になるのかというところの判断が困ったという声もアンケートから聞こえてきておりますのでその辺りの、ある程度の指標を示すということで先生方の負担軽減に繋がればと考えております。引き続き、周知も努めて参りますので、よろしくお願いします。
教 育 長	それでは、報告事項２については、以上のとおりとします。 次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	次回の教育委員会会議は、令和８年４月２７日（月）午前９時半を予定しております。よろしくお願いします。